

少額減価償却資産 一括3年償却資産

最近はパソコンの値段が安くなっています。取得価額10万円未満の少額減価償却資産に該当するのであれば、必要経費や損金算入について判断に困ることはほとんどないでしょう。ノートパソコンでは10万円以上20万円未満のものが多くなっています。事業所単位で大量にノートパソコンを購入するケースもあり、税務上の償却処理では判断しなければならないところがあります。

個人または中小企業に該当する法人には少額減価償却資産についての特例があります。一個又は一組の単位での取得が30万円未満ならばその取得資産の業務への供用日に係る年度の一時の必要経費

又は損金にしてもよい、というものです。ただし、青色申告が要件ですから個人事業者などで白色申告にしているケースでは適用にならないことになります。

また、この特例では、確定申告書等に30万円未満の少額減価償却資産の取得価額に関する明細書を添付して申告することが必要とされています。ただし、所定の明細書が用意されていないので任意のものを作成して添付するか、申告書の償却費記載に係る部分の備考欄に所定事項を記載することが必要です。

白色申告の個人法人事業者や中小企業に該当しない法人にはこの30万円未満の少額減価償却資産特例が不適用

なので、税務上の別の特例としての「一括3年償却制度」による処理を選択することになります。これは、取得価額20万円未満資産に対する制度で、償却費は月額計算をせず、毎年3分の1ずつ必要経費又は損金算入にするというものです。

なお、所得税や法人税での必要経費又は損金算入処理とは異なり、固定資産税については独自の規定があります。償却資産税には、30万円未満の少額減価償却資産の制度はなく、会計帳簿上ですべて費用処理され資産計上されていない減価償却資産についても、別途、償却資産税が課せられることになりました。

ただし、20万円未満の資産で所得税・法人税で「一括3年償却制度」を適用した資産については、資産計上されていても、償却資産税の課税対象外です。

物事には、原則だけではなく例外もあります。徳川初期の6月、参勤交代制が実施されました。妻子を人質に、一年は江戸の大名屋敷で、一年は国元でという生活が原則ですが、関東の譜代大名は2月と8月の半年交代。対馬の宗家は三年に一回、蝦夷地の松前氏は五年に一回でした。

税法も、いろいろと特例があり、改正もされます。5日芒種、21日夏至。



水を飲んで楽しむ者あり。
錦の衣きて憂うる者あり。

(江戸時代の儒学者 中根東里)

6月の税務メモ

(国税)

- 5月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 所得税の予定納税基準額の通知(税務署長より)
- 4月決算法人の確定申告
- 10月決算法人の中間(予定)申告

10日

15日

30日

(地方税)

- 5月分個人住民税特別徴収分の納付
- 4月決算法人の確定申告
- 10月決算法人の中間(予定)申告
- 個人住民税の普通徴収第1期分納付(条例による)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。